

答申個第114号  
令和4年1月27日

京都市教育委員会様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 北村和生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

下記のとおり諮詢のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

いじめ重大事態に関する話し合いの記録等の一部開示決定等事案

- 1 令和3年1月13日付け教指生第82-1号～第82-3号（諮詢個第278～第280号）
- 2 令和3年1月13日付け教指生第83-1号～第83-3号（諮詢個第281～第283号）
- 3 令和3年1月13日付け教指生第84-1号～第84-3号（諮詢個第284～第286号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った各処分は、いずれも妥当である。

## 2 審査会における審議の方法

令和2年12月13日に提起された6件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、未成年の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人である父、父本人及び母（以下、これら3名を合わせて「本件各審査請求人」という。）のそれぞれから提出があった、同一内容の3件の個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分（計9件。以下「本件各処分」という。）について行われたものであり、また、本件各審査請求における本件各審査請求人の主張の内容も同一であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

## 3 審査請求の経過

- (1) 本件各審査請求人は、令和2年8月11日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項又は第2項の規定により、別表1記載の1～8（以下「請求内容1」などと表記する。）の公文書の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、請求内容2、3、5①②、6①②③及び8に対して、別表2のとおり16件の公文書（以下「本件公文書1」などと表記する。）を特定し、それらについて個人情報開示決定処分又は個人情報一部開示決定処分をし、請求内容1、4、5③、6④及び7①②③④に対して不存在による非開示決定処分をし、令和2年9月16日付けで、その旨及びその理由を本件各審査請求人に通知した（本件各処分の内訳は、別表3のとおり。これら計9件の処分を以下それぞれ「本件処分1」などと表記する。）。
- (3) 本件各審査請求人は、令和2年12月13日に、本件各処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、各処分の取消しを求める審査請求をした。

## 4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1～6）について

ア 特定した公文書の内容

- (ア) 本件公文書1は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの出来事を記載した文書
- (イ) 本件公文書2は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒導課の職員及び△△小学校校長が面談した記録
- (ウ) 本件公文書3は、〇〇年〇〇月〇〇日に■■の指導者、生徒指導課の職員、△△小学校校長が面談した記録
- (エ) 本件公文書4は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒導課の職員及び△△小学校校長が面談した記録
- (オ) 本件公文書5は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒導課の職員及び△△小学校校長が面談した記録
- (カ) 本件公文書6は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒導課の職員及び△△小学校校長が面談した記録
- (キ) 本件公文書7は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒指導課の職員及び△△小学校の教諭が聞き取った記録
- (ク) 本件公文書8は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒指導課の職員及び△△小学校の教諭が聞き取った記録
- (ケ) 本件公文書9は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒指導課の職員及び△△小学校校長がアンケート報告した記録
- (コ) 本件公文書10は、〇〇年〇〇月〇〇日に生徒指導課の職員及び△△小学校校長がアンケート報告した記録
- (サ) 本件公文書11は、〇〇年〇〇月〇〇日に△△小中学校で、△△小学校の教員等が本件児童へ聞き取りを行った際の内容を記録した文書
- (シ) 本件公文書12は、〇〇年〇〇月〇〇日に本件児童、本件事案関係児童2名の3名の話合い内容を記録した文書
- (ス) 本件公文書13は、〇〇年〇〇月〇〇日に△△小学校教員と本件児童の父母の話し合い内容を記載した文書及び音声データ
- (セ) 本件公文書14は、〇〇年〇〇月〇〇日の面談に向けて日程調整を行った文書
- (リ) 本件公文書15は、〇〇年〇〇月〇〇日の面談の日時を希望する文書
- (タ) 本件公文書16は、〇〇年〇〇月〇〇日の面談の日時、場所、面談内容を通知した文書

イ 各公文書を特定した理由

本件処分1～6に対する審査請求は、公文書の特定に関して異議を述べるので、本件各公文書を特定した理由について述べる。

- (ア) 本件公文書1は、請求内容2、3、5①②及び6①②③で請求されている面談等の内容が含まれる文書であるため、当該請求に該当する公文書として特定した。
- (イ) 本件公文書2～10は、請求内容2で請求されている「△△小学校及び教育委員会が行った当時△△小学校□年生に在籍していた児童とその保護者らへの聞き取り・面談」等の記録であることから、当該請求に該当する公文書として特定した。

なお、本件公文書5及び6については、△△小学校の職員の記録であり、請求内容5②にも該当する。

- (ウ) 本件公文書11は、請求内容5①における、〇〇年〇〇月〇〇日の△△小学校の教諭の発言等が含まれる文書であるため、当該請求に該当する文書として特定した。
- (エ) 本件公文書12は、請求内容5①②における、〇〇年〇〇月〇〇日の△△小学校の教諭の発言等が含まれる文書であるため、当該請求に該当する文書として特定した。
- (オ) 本件公文書13は、請求内容5①及び6①における、〇〇年〇〇月〇〇日の△△小学校の教諭の発言等が含まれる文書及び音声データであるため、当該請求に該当する文書として特定した。
- (カ) 〇〇年〇〇月〇〇日の面談は、本件児童の保護者が相談した京都市会議員の仲介により実施したものであり、本件公文書14～16には、請求内容8における経緯を含むことから、当該請求に該当する文書として特定した。

本件各審査請求人は、上記の文書のほかに決定書等の公文書がある旨を述べるが、他に請求に係る公文書は作成・取得していないので、本件処分に係る公文書の特定に過不足はない。

## (2) 不存在による非開示決定処分（本件処分7～9）について

### ア 請求内容1①②③に係る文書が存在しない理由

市長には、重大事態の疑いがある旨を口頭で報告しているが、本報告については、文書記録によることなく職員間で必要な情報共有をしており、公文書を作成していない。

### イ 請求内容4に係る文書が存在しない理由

〇〇年〇〇月〇〇日に行われた■■（教育委員会生徒指導課）及び■■指導者と本件児童の保護者との面談の中で、本件児童の保護者から保護者同士のトラブルについて発言があったが、教育委員会は当該保護者同士に事案には関知できないため、生徒指導課の担当者から保護者同士の面談を提案した。しかし、本件児童の保護者は、その場で当該保護者同士の案件に関する面談を断った。したがつて、面談についての約束は行われていない。

後日、改めて本件児童の保護者から本件に関する関係児童保護者との面談の依頼があったので、生徒指導課から保護者同士の面談を行う前に子ども同士の話合いを優先したい旨を説明しており、約束を反故にしたという認識はない。

なお、この対応については、生徒指導課における打合せの中で発案、確認されたが、この際の打合せの記録を作成していない。また、この打合せは意思決定を行ったものではないので、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第6条に基づいて公文書の作成を要するものではない。

### ウ 請求内容5③に係る文書が存在しない理由

「＊＊校長が△△小学校教職員に対して行った発言記録」については、組織的に共有するために保有しておらず、「公文書」には該当しない。

### エ 請求内容6④に係る文書が存在しない理由

「〇〇月〇〇日に＊＊教頭が＊＊主事に架電報告した際の記録」については、組織的に共有するために保有しておらず、「公文書」には該当しない。

オ 請求内容 7①②③④に係る文書が存在しない理由

アンケート調査の際、本件児童の保護者が□年生の全家庭に文書を配布したことについて、複数の保護者から問合せがあり、学校は□年生の全家庭に架電又は面談し、説明をしたが、聞き取り調査は行っていない。

カ 各請求に係る公文書として、職員のメモ等を特定しない理由

本件各審査請求人は、「公文書が作成されていないならば、話合いや意思決定に当たって記録されたメモやノートも、職務を遂行するために教育委員会内で情報共有され、意思決定に必要な「公文書」と考えられる。」と主張する。「公文書」の定義は、京都市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第2条第2号で定められているところ、組織共有に関しては、情報公開事務の手引の4頁において、次のとおりとされている。

「当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関・・・が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員等個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、職員等が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ等は、「組織的に用いるもの」に該当しない。」

上記のとおり、打合せ等の際に職員が個人的に作成し、保有しているメモやノートは、「公文書」に該当しない。そのため、処分庁としては、組織的に用いるために公文書を保有しておらず、本件処分を行った。また、公文書を作成していないことを理由に、職員個人のメモやノートが「公文書」となるものではない。

(3) 以上のとおり、本件各処分に違法又は不当な点はない。

## 6 審査請求人の主張

本件各審査請求に係る審査請求書、反論書及び審査会における法定代理人である父の口頭意見陳述によると、本件各審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1～6）について

本件処分1～6は、開示又は一部開示された公文書が本件各審査請求人の請求目的を満たすものではなく、次のとおり、いずれも違法不當である。公文書が作成されないまま、共有されたメモ、ノート等が開示されないのは、意図的に教育委員会にとって都合のよい自己解釈を行い、都合の悪い内容をはぐらかしているに過ぎない。

ア 請求内容2について

請求内容2において、○○年○○月○○日以降、△△小学校及び教育委員会が行った当時△△小

学校□年生に在籍していた児童とその保護者らへの聞き取り、面談等、また架電による問合せ等について、その内容等が分かる記録、メモ等すべての情報の開示を請求したところ、本件公文書1～10が開示又は一部開示された。

教育委員会は〇〇月初旬に「いじめ重大事態」として市長に口頭報告し、現在まで調査を継続していると主張するが、〇〇年〇〇月〇〇日以降、□年生児童とその保護者らへの聞き取り調査や面談等の記録は何も開示されていない。□年生児童保護者から本件児童の保護者にあった連絡によると、〇〇年〇〇月〇〇日のアンケート調査後に△△小学校は保護者の一部と面談しているはずである。

記録を作成していないなら、教育委員会及び△△小学校の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノート等の情報は公文書に該当する。本件公文書1によると、計19回の対策会議が開催されているにもかかわらず、この対策会議における議事録及び教育委員会への報告書は作成されてないが、△△小学校は「情報共有」と明記しているのである。

さらに、本件公文書1は、不備、不整の多い文書であり、作成者以外の職員らには理解、情報共有できないような箇所も見受けられ、また作成者や作成日が未記載であることや誤字が多いことからも、当該文書は備忘録やメモ程度にすぎないものである。忘備録あるいはメモ等にも等しい本件公文書1が公文書として開示される一方、その内容がその後の職務に利用されたメモやノート等文字に起こしたもののがなぜ開示されないのである。

#### イ 請求内容3について

請求内容3において、〇〇年〇〇月〇〇日以降、加害児童の保護者が△△小学校に架電あるいは小学校を訪れて教職員に相談あるいは申し入れた日時やその内容及び△△小学校教職員の発言等の内容が分かる記録等全ての情報を請求したところ、本件公文書1のみ一部開示された。当該文書は、〇〇年〇〇月〇〇日＜生徒指導委員会＞との記載が最後である。教育委員会は〇〇月以降にも調査をしていたと主張しており、その後も面談等を行っていたはずであるが、それらに関する記録は残されていない。

しかし、同年〇〇月〇〇日のアンケート調査前後には、加害児童1人の保護者が頻繁に＊＊校長と面談していることが他の保護者らに目撃されている。したがって、本件公文書1以外の面談記録を作成しているのであり、それらが開示されていない。

本件公文書1には、教職員が加害児童宅の訪問などをした後の対策会議や、加害児童とその保護者を改めて指導することを約束した後の面談が行われたことが記載されているが、その内容は記録されていない。△△小学校が記録を作成していないとするなら、教育委員会及び△△小学校の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノート等文字に起こしたすべての情報は公文書に該当するものと考えられる。

#### ウ 請求内容5①②について

請求内容5①②において、本件各審査請求人は、次の(ア)～(ウ)に係る記録、メモ、ノート等文字に起こしたすべての情報を開示請求したのである。

(ア) △△小学校が提案した関係児童3人の面談について、どのように提案、協議し、実施の意思決

定をしたのか。

- (イ) ○○年○○月○○日の関係児童3人の話合いを受けて、△△小学校教職員等が何を情報共有し、どのように協議し、\*\*校長、\*\*教頭らが何を発言、提案し、意思決定したのか。
- (ウ) ○○年○○月○○日の話合いにおいて、○○月○○日の関係児童3人の話合いにおける対応について謝罪するとともに、改めて加害児童とその保護者への指導・助言を約束した\*\*教頭らが、\*\*校長にどのように報告し、その判断を仰ぎ、どのように加害児童とその保護者に指導・助言をしたのか、さらに△△小学校教職員等がどのように協議し、\*\*校長等が何を発言し、提案し、意思決定したのか。

しかし、これに対し開示又は一部開示された本件公文書1 2及び1 3は、面談・話合いそのものの記録であり、当然、これに至る協議、提案、意思決定に係る発言などは記録されていない。△△小学校及び教育委員会においては、本件について聞き取りや面談の内容等について情報共有し、何らかの意思決定を行って職務に当たっているのであり、記録は作成されているべきであるが、それらは開示されていない。また、本件公文書1は、公文書としては不備、不整が多い文書であり、上記(ア)～(ウ)の目的にかなう記録は全く記載されていない。

△△小学校がこれらの記録を作成していないとするなら、教育委員会及び△△小学校の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノート等文字に起こしたすべての情報は公文書に該当するものと考えられる。

#### エ 請求内容6①②③について

請求内容6①②③に対して開示された本件公文書1及び本件公文書1 3には、請求の目的である、本件児童がいじめに苦しんで転校したという事実を認め、加害児童2名に謝罪を促さなかつたことについて謝罪した\*\*教頭、\*\*教務主任らが、\*\*校長及びいじめ対策委員会においてどのように報告し、どのような話合いが行われて、教育委員会に「いじめの事実は確認できなかつた。」と報告することになったのか、その経緯と理由を明らかにする情報が記載されていない。

本件公文書1は、忘備録あるいはメモ程度の質の記録で、対策会議等の意思決定に係る記録は全く記載されていない。本件公文書1 3は、○○年○○月○○日の本件児童の両親と△△小学校の面談記録であるが、その後の意思決定に係る記録等を開示請求したのであるから、なぜ当該公文書が開示又は一部開示されるのか理解できない。

△△小学校職員は「いじめの事実は確認できなかつた。」との意思決定に当たって記録（公文書）を作成していなければならず、その記録は開示されていない。

△△小学校が記録を作成していないとするなら、教育委員会及び△△小学校の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノート等文字に起こしたすべての情報は公文書に該当するものと考えられる。

#### オ 請求内容8について

請求内容8において、○○年○○月○○日、○○日に加害児童保護者に報告した後、本件児童が中学進学を控えた状況で、なぜ本件児童の保護者への報告もないまま年度内に解決できず、○○月○○日の面談に至ったのか、その経緯及び理由を証明する、教育委員会、△△小学校等の関係者全員の發

言内容等がわかる記録、メモ等すべての情報の開示を請求したところ、本件公文書14～16が開示又は一部開示された。しかし、これら公文書は〇〇年〇〇月〇〇日に行われた教育委員会と本件児童保護者との面談日を調整するための文書であり、請求内容8にあるその経緯や理由を証明する文書ではない。

アンケート調査を受けて、教育委員会において話し合いが行われ、教育委員会は「教育委員会としてこれ以上調べる必要がないと考えており、いじめの重大事態の報告を＊＊さん側に行う。」と意思決定しているのであるから、記録（公文書）は作成されていなければならない。また、〇〇月初旬に「これ以上調べる必要がない」と判断しているにも関わらず、年度内に解決できなかつた理由等について、記録を作成されていなければならない。

記録を作成していないとするなら、教育委員会の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノートなど文字に起こしたすべての情報は公文書に該当するものと考えられる。

## (2) 不存在による非開示決定処分（本件処分7～9）について

「請求に係る公文書を作成していない」等の理由による本件処分7～9は、次のとおり、いずれも不当、不法である。教育委員会及び△△小学校は、都合の悪い情報については公文書を作成せず規則第6条に違反しており、事実と異なる自己解釈に終始した主張を行っている。

### ア 請求内容1①②③について

京都市の長である市長への報告が、文書あるいは定型の様式を用いることなく行われていること、また口頭報告にならざるを得ない場合でも、その詳細について速やかに文書（報告書）を作成し、市長に提出するような業務手続が確立されていないことが信じ難い。口頭報告であっても、その後速やかにその内容について文書化しておくのが組織としての常識的な職務であるが、そのような文書記録が作成されていないこと自体、不当、不法である。

また、口頭報告を受けた市長からの指示は、職務を遂行するために組織で共有すべき情報であり、文書化することなく市長の指示通りの職務が遂行できるのか、行政機関としての組織のあり方に疑問を感じざるを得ない。

公文書が作成されていないのであれば、請求に係るメモやノート等の記録は職務を遂行するため組織内で情報共有された公文書と考えられる。

### イ 請求内容4について

面談を行うに当たっては、事前に打合せを行って情報共有し、問題点を抽出し、また面談後にはその内容を情報共有してその後の方針を検討するのが、解決に向けた常識的な流れと考えられる。また、当該面談において教育委員会から提案された保護者同士の面談は、後日、教育委員会から反故にされたが、その意思決定に当たっては、教育委員会において何らかの話し合い等が行われているはずである。したがって、意思決定に当たっての公文書を作成していないという不存在理由自体が不当、不法である。この面談によって、何が協議され、どのように職務を遂行したのか、教育委員会はその職務を証明する記録を開示すべきである。

公文書が作成されていないのであれば、そのような経緯において話し合いや意思決定に当たって記

録されたメモやノート等も、職務を遂行するために教育委員会内で情報共有され、意思決定に必要な公文書と考えられる。

#### ウ 請求内容 5③について

＊＊校長は△△小学校の管理責任者であるので、当該請求に係る3件の面談やその前後の話合い等について情報を共有し、△△小学校内の会議や委員会等においてその意思決定に大きく関与している。△△小学校における委員会は議事録を作成することなく開催されることがあるが、公文書を作成していないという理由自体が不当、不法であるし、公文書が作成されていないならば、そのような経緯において話合いや意思決定に当たって記録されたメモやノート等も、職務を遂行するために教育委員会内で情報共有され、意思決定に必要な公文書と考えられる。

#### エ 請求内容 6④について

＊＊主事は、〇〇年〇〇月〇〇日の本件児童の保護者への架電において、「経緯については学校からの連絡、又は自身が学校に出向いて聞いたことをメモし、総合的に判断している」、「職員の中で伝え合って、メモとして情報共有している」また「メモは捨てない」などと発言している。

このように、教育委員会は△△小学校から受けた報告又は聞いたことをメモし、お互い職員の中でメモとして情報共有し、総合的に判断（意思決定）し、本件児童の保護者に架電報告しているのであるから、話合いや意思決定に当たって記録されたメモやノートは、職務を遂行するために教育委員会内で情報共有され、意思決定に必要な「公文書」に該当する。

#### オ 請求内容 7①②③④について

教育委員会は「□年生の全家庭に架電又は面談し、説明したが、聞き取り調査は行っていない」と主張するが、本件児童の保護者は、他の保護者から、アンケート調査の後に△△小学校が「各家庭での子どもの様子を聞きたい」との趣旨で「聞き取り」を目的とした面談を行っているとの連絡を受けており、また、学校から架電又は面談の打診を受けていない保護者が複数いることも把握している。

「面談」とは「面会して話をすること」、「聞き取り」とは「詳しく話を聞くこと、話を聞いて理解すること」であり、教育委員会の「架電又は面談」したが「聞き取り」は行っていないという弁明は、常識的に考えても筋が通っていない。

このように、教育委員会の主張は事実と異なっており、また「面談」と「聞き取り」という文言を都合よく解釈するなど、教育委員会は自身に都合の悪い情報や△△小学校が□年生保護者の一部に架電又は面会して聞き取ったことを隠蔽しようとしたのである。

### 7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び本件各審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

#### (1) 審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について以下検討する。

ア 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1～6）について

各請求内容に対し、

- (ア) 特定した公文書の妥当性
- (イ) 他に特定すべき公文書が存在するか否か
- (ウ) 職員が作成したメモ等の記録の公文書該当性

イ 不存在による非開示決定処分（本件処分7～9）について

各請求内容に対し、

- (ア) 特定すべき公文書が存在するか否か
- (イ) 職員が作成したメモ等の記録の公文書該当性

(2) 個人情報開示決定処分及び個人情報一部開示決定処分（本件処分1～6）について

ア 請求内容2に対する公文書について

(ア) 処分庁は、本件公文書1～10を特定したことについて、本件公文書1は請求内容2で請求されている面談等の内容が含まれる文書であること、本件公文書2～10は「〇〇年〇〇月〇〇日以降に△△小学校及び教育委員会が行った当時△△小学校□年生に在籍していた児童とその保護者らへの聞き取り・面談」等の記録であることから、いずれの公文書も特定に誤りはなく、また特定した公文書に過不足ないと主張する。

(イ) 一方、本件各審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、□年生児童とその保護者らに行った聞き取り調査や面談等の記録が一切開示されていないと主張する。

(ウ) 当審査会において、本件公文書1～10を見分したところ、これらには〇〇年〇〇月〇〇日以降に教育委員会又は△△小学校が実施した面談や聞き取りなどの実施日時、場所、相手方、その発言内容などが記載されていることが認められた。したがって、本件各審査請求人が主張するように、いずれの文書にも〇〇年〇〇月〇〇日以降の□年生児童とその保護者らに行った聞き取り調査や面談等の記録の記載は認められなかったが、処分庁が請求内容2に対して本件公文書1～10を特定したこと自体は妥当である。

(エ) 当審査会としては、〇〇年〇〇月〇〇日以降の□年生児童とその保護者に関する聞き取りや面談等の記録が一切作成されていないことは非はともかくとして、他に請求内容2に係る公文書がないとする処分庁の主張自体に不自然な点は認められず、また処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかつた。

(オ) また、本件各審査請求人は、不備、不整の多い本件公文書1が開示される一方で、職員の利用したメモやノート等が開示されないことに疑問を呈しているが、この点は(4)に後述するとおりである。

イ 請求内容3に対する公文書について

(ア) 処分庁は、本件公文書1を特定したことについて、請求内容3で請求されている面談等の内容

が含まれる文書であることから、当該公文書の特定に誤りはなく、また過不足もないと主張する。

- (イ) 一方、本件各審査請求人は、〇〇月以降にも調査を継続しているのであれば面談等を行っていたはずであるがそれらに関する記録がないことや、〇〇年〇〇月〇〇日に実施されたアンケート調査前後には、加害児童の1人の保護者が頻繁に＊＊校長と面談している事実があることなどから、△△小学校は本件公文書1以外にも面談等の記録を作成しているはずであると主張する。
- (ウ) 当審査会における見分により本件公文書1から確認できた内容は(2)ア(ウ)のとおりであるから、処分庁が請求内容3に対して本件公文書1を特定したこと自体は妥当である。また、本件公文書1には本件各審査請求人の主張する記録の記載は認められなかつたが、当該記録が作成されていないことの是非はともかくとして、他に請求内容3に係る公文書がないとする処分庁の主張自体には不自然な点はなく、また処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかつた。
- (エ) 本件各審査請求人は、当該記録が作成されていないのであれば、職員が情報共有したメモやノート等が公文書に該当するとも主張するが、この点は(4)に後述するとおりである。

#### ウ 請求内容5①②に対する公文書について

- (ア) 処分庁は、本件公文書1, 5, 6, 11, 12及び13を特定したことについて、いずれの公文書も〇〇年〇〇月〇〇日、同月〇〇日又は同月〇〇日に実施された面談や話合い等に関して、＊＊校長、＊＊教頭等の教職員や加害児童の保護者等の発言内容等が記録されている文書であるから、いずれの公文書も特定に誤りはなく、また過不足もないと主張する。
- (イ) 当審査会において、処分庁が請求内容5①又は②に対し特定したこれら6件の公文書を見分したところ、以下の内容が記載されていることが確認できた。
- a 本件公文書1, 5及び6については、(2)ア(ウ)のとおりである。
  - b 本件公文書11には、〇〇年〇〇月〇〇日に△△小中学校において行われた本件児童に対する聞き取り調査の日時、場所、聞き取りを行った教職員の氏名、双方の発言内容が記載されている。
  - c 本件公文書12には、同月〇〇日に行った本件児童を含む3人の児童の話合いについて、当該各児童及び出席した△△小学校の教職員の氏名、発言内容、その様子等が記載されている。
  - d 本件公文書13には、同月〇〇日に行われた本件児童の保護者と△△小学校教職員との話合いについて、開始時間と終了時間、当該保護者及び△△小学校の教職員の氏名、双方の発言内容が記載されている。
- (ウ) 本件各審査請求人は、本件公文書12及び13が面談や話合いそのものの記録であり、面談等に至るまでの協議内容、意思決定に係る内容などが記載されていないことを理由に、これらの公文書は請求内容5①又は②を満たす公文書ではないと主張する。

また、本件各審査請求人は、△△小学校及び教育委員会においては聞き取りや面談の内容等について情報共有し、何らかの意思決定を行って職務に当たっているのだから、記録は作成されているべきであるのに、それらは開示されていないとも主張する。

- (エ) しかしながら、請求内容5①②には職員等の発言内容も含まれていることから、当該面談等の場面における職員等の発言内容等が記載されている公文書を除外することにはならないから、処分庁が本件公文書12及び13を特定したこと自体は妥当である（他の4件の公文書を特定した

ことも妥当である。）。

また、当審査会において、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に請求内容5①②に係る公文書がないとする処分庁の主張に不自然な点はなく、また他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

- (オ) 本件審査請求人は、上述のような記録が作成されていないのであれば、職員が情報共有したメモやノート等が公文書に該当するとも主張するが、この点は(4)に後述するとおりである。

#### エ 請求内容6①②③に対する公文書について

(ア) 処分庁は、本件公文書1及び13を特定したことについて、本件公文書1は請求内容6で請求されている面談等の内容が含まれる文書であること、本件公文書13は請求内容6①で請求されている〇〇年〇〇月〇〇日の△△小学校の教諭の発言等が含まれる文書及び音声データであることから、いずれの公文書も特定に誤りはなく、また過不足もないと主張する。

(イ) 一方、本件各審査請求人は、△△小学校の教職員が＊＊校長及びいじめ対策委員会においてどのように報告し、どのような話し合いが行われて、教育委員会に「いじめの事実は確認できなかった。」と報告することになったのか、その経緯と理由を明らかにする情報の開示を請求したが、開示された文書にはそれらの記録がないため請求内容を満たす公文書に該当しないなどと主張する。

(ウ) 当審査会の見分において確認できた内容は、本件公文書1は(2)ア(ウ)のとおりであり、本件公文書13は(2)ウ(イ)dのとおりである。

(エ) 確かに、請求内容6①②③は、〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの＊＊校長をはじめとする△△小学校の教職員の発言、指示、提案等の内容や「いじめの事実は確認できなかった」と報告するに至った経緯等がわかるすべての情報を求めているものであり、具体的な経緯等の記録が記載された公文書が存在する場合には、本件各審査請求人が主張するように、これらが特定されるべきものである。

一方で、請求内容が「〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの・・・すべての情報」とされていることからすると、当該期間の面談や架電等における△△小学校の教職員や＊＊教頭等の発言内容等が記載されている公文書を除外することにはならないから、処分庁が請求内容6①②③に対して本件公文書1及び13を特定したこと自体は妥当である。

また、当審査会において、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に請求内容6①②③に係る公文書がないとする処分庁の主張に不自然な点はなく、また他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

- (オ) 本件各審査請求人は、上述のような記録が作成されていないのであれば、職員が情報共有したメモやノート等が公文書に該当するとも主張するが、この点は(4)に後述するとおりである。

#### オ 請求内容8に対する公文書について

(ア) 処分庁は、本件公文書14～16を特定したことについて、〇〇年〇〇月〇〇日の面談は、本件児童の保護者が相談した京都市会議員の仲介により実施したものであり、請求内容8における経緯を含む文書であるから、いずれの公文書も特定に誤りはなく、また過不足もないと主張する。

- (イ) 一方、本件各審査請求人は、開示された公文書は〇〇年〇〇月〇〇日に行われた教育委員会と本件児童保護者との面談日を調整するための文書であり、その経緯や理由（加害児童の保護者に「教育委員会としてこれ以上調べる必要がないと考えており、いじめ重大事態の報告を＊＊さん側に行う」と報告した後、なぜ本件児童の保護者に報告もないまま年度内に解決できず、〇〇月〇〇日の面談に至ったのか）を証明する文書ではないから、請求内容を満たす公文書に該当しないと主張する。
- (ウ) 当審査会において、本件公文書14～16を見分したところ、以下の内容が記載されていることが確認できた。
- a 本件公文書14は、教育委員会が本件児童の保護者に発したもので、〇〇月に教育委員会が実施する予定の面談について、本件児童の保護者の氏名、面談候補日、面談内容、参加者、場所、教育委員会の連絡先等が記載されている。
  - b 本件公文書15は、本件児童の保護者が教育委員会に発したもので、教育委員会の連絡先、本件児童の保護者の氏名と連絡先、面談希望日時、本件児童の保護者側の参加者等が記載されている。
  - c 本件公文書16は、教育委員会が本件児童の保護者に発したもので、教育委員会の連絡先、本件児童の保護者の氏名、面談の日時と場所、面談内容等が記載されている。
- (エ) 確かに、請求内容8は上記(イ)の経緯や理由を証明する情報を求めるものであり、これを記録した公文書が存在する場合には、本件各審査請求人が主張するように、これらが特定されるべきものである。
- 一方で、請求内容が「すべての情報」とされていることからすると、経緯を示すものとして当該面談に当たって行われた日程調整等に関する公文書を除外することにはならないから、処分庁が本件公文書14～16を特定したこと自体は、誤りではない。
- また、当審査会において、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、他に請求内容8に係る公文書がないとする処分庁の主張に不自然な点はなく、また他に対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。
- (オ) 本件各審査請求人は、上述のような記録が作成されていないのであれば、職員が情報共有したメモやノート等が公文書に該当するとも主張するが、この点は(4)に後述するとおりである。

(3) 不存在による非開示決定処分について（本件処分7～9について）

- ア 処分庁は、請求内容1①②③、4、5③、6④及び7①②③④に係る公文書が存在しない理由として、次のように主張する。
- (ア) 請求内容1①②③に係る市長に行った口頭報告については、文書記録によることなく職員間で必要な情報共有をしており、公文書を作成していない。
- (イ) 請求内容4の〇〇年〇〇月〇〇日の面談に関する打合せの記録については、公文書を作成していない。また、この打合せは意思決定を行ったものではないので、規則第6条に基づいて公文書の作成を要するものではない。
- なお、請求内容4の約束が反故にされた経緯等については、約束を反故にしたという認識はない。

- (ウ) 5③及び6④に該当する記録については、組織的に共有するために保有しておらず、公文書に該当しない。
- (エ) 請求内容7①②③④に該当する事案については、□年生の全家庭に架電又は面談し、説明をしたが、聞き取り調査は行っていないため、聞き取り調査に関する公文書は存在しない。
- (オ) (共通事項として) 打ち合わせ等の際に職員が個人的に作成し、保有しているメモやノートは公文書に該当しない。

イ 一方、本件各審査請求人は、次のように主張する。

- (ア) (請求内容1①②③について) 口頭報告であっても、その後速やかにその内容について文書化しておくのが組織としての常識的な職務であるが、そのような文書記録が作成されていないこと自体、不当、不法である。
- (イ) (請求内容4について) 面談を行うに当たっては事前や事後に情報共有し方針を検討するのが常識的な流れであり、意思決定に当たっての公文書を作成していないという不存在理由自体が不当、不法である。
- (ウ) (請求内容5③及び6④について) 公文書を作成しないこと自体が不当、不法であるし、話し合いや意思決定に当たって記録されたメモやノートは、職務を遂行するために教育委員会内で情報共有され、意思決定に必要な「公文書」に該当する。
- (エ) (請求内容7①②③④について) 「面談」と「聞き取り」という文言を都合よく解釈するなど、教育委員会は自身に都合の悪い情報や△△小学校が□年生保護者の一部に架電又は面会して聞き取ったことを隠蔽しようとしたのである。
- (オ) (共通事項として) 公文書を作成していないのであれば、話し合いや意思決定に当たって記録されたメモやノートも公文書と考えられる。

ウ 当審査会が諮問庁に対し、どのような場合に規則第6条に基づき公文書を作成するのか、また関係職員が作成したメモ等の記録が、組織においてどのように用いられているのかを確認したところ、次のような説明があった。

- ・ 組織として大きな方向性を決めるような場合には、意思決定に係る公文書を作成しており、一般的には、外部に文書を発信する場合、事業を実施する場合、外部からの質問に書面で回答する必要がある場合などには、文書による意思決定を行っている。  
　　本件については、いじめ重大事態に係る対応やその調査手法について内部の打合せ等において確認しているものであり、このような場合に当たるものではない。
- ・ 職員は、対応内容や聴取内容を個人のノートやメモ等に記載し、当該メモ等を用いて他の関係職員に口頭で報告することがある。その際に、当該メモ等をコピーして関係職員と共有することなどは行っていない。

エ 当審査会としては、請求内容1①②③、4、5③及び6④に係る協議等の記録が全く作成されていないことの是非はともかくとして、当該公文書の作成を要しないため作成していないとする処分庁の主張自体に特段不自然な点はなく、また、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したところ、本

件各請求の対象とすべき公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかつた。

また、職員が自身で管理するノートやメモ等の記録について、文書の形で他の関係職員と共有することが通常行われないとしても、業務上、不自然な点はないと考える。

オ 請求内容7①②③④に対し処分庁が「架電又は面談し、説明をしたが、聞き取り調査は行っていない。」との理由で不存在としたことについては、本件各審査請求人が「面談」と「聞き取り」という文言を都合よく解釈していると主張するところであるが、当審査会としても、処分庁の対応は柔軟性に欠けると考えるものである。

開示請求書における請求内容7①②③④の記載は、少なくともどの時点のどのような出来事に関する自己情報の開示を請求しているのかが分かるよう具体的に記載されており、処分庁も請求の趣旨を十分認識できたと認められる。そうであるにも関わらず、「聞き取り」という文言を硬直的に解釈して公文書の存否を判断することは、自己の個人情報の所在と内容を知り得る手段として開示請求権を保障する制度の趣旨に照らせば、適切とは言い難い。

しかしながら、これについては、文言の解釈に明確な誤りがあるものではなく、また、本件各審査請求人が改めて「面談」と記載した個人情報開示請求を行い、該当する公文書が開示されていることでもあり、当審査会としては、本件処分7～9をあえて取り消さなければならないほどの違法、不当はないものと判断する。

カ なお、職員が作成したメモ等が公文書に該当するかどうかについては、次の(4)のとおりである。

#### (4) 職員が作成したメモ等の記録の公文書該当性について

ア 本件各審査請求人は、本件各処分に対し共通する主張として、公文書が作成されていないならば、教育委員会及び△△小学校の職員らが職務を遂行するために情報共有したメモやノート等文字に起こしたすべての情報は公文書に該当すると主張するので、この点について以下検討する。

イ 条例第2条第7号（情報公開条例第2条第2号と同内容。）において公文書とは「実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。ここでいう「当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員等個人の段階のものではなく、組織としての公用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。

ウ この点について、当審査会が諮詢庁に確認した内容は(3)ウのとおりであり、本件各審査請求人が言及する教育委員会及び△△小学校の職員らのメモやノート等については、少なくとも自らが見聞した内容を相手に伝える際に個人の手元に置く備忘録的な使われ方がされていたことは認められるが、双方の主張を精査しても、当該メモやノート等が組織的に利用、保存されていることがうかがえるような事実を見いだすことはできなかつた。

エ したがって、当審査会は、教育委員会及び△△小学校の職員らのメモやノート等については公文書には該当しないと言わざるを得ない。

オ その他、本件各審査請求人は、作成者や作成日が未記載であることや誤字が多いことなどから、本件公文書1は備忘録やメモ程度にすぎないものであり、そのような文書が公文書として特定されるのであれば、同様に他の備忘録やメモなども公文書として特定されるべきであるとも主張する。

しかし、公文書の定義についてはイに述べたとおりであり、公文書の該当性は、個人情報開示請求のあった時点において組織としての共用文書の実質を備えた状態にあるか否かで判断されるものであって、文書の正確性や完成度で判断されるものではないから、本件各審査請求人の主張を認めることはできない。

#### (5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」とおり判断する。

別表1 請求内容

	○○年○○月に教育委員会がいじめの重大事態の疑いがあるとして市長に口頭報告したことに関する下記の情報
1	① 教育委員会が市長に報告したことを証明する報告日時、場所、内容等が分かる教育委員会のメモ、ノート、報告者の役職・氏名、報告書など文字に起こしたすべての情報
	② 市長が教育委員会から報告を受けたことを証明する市長及び秘書等のメモ、ノート、市長のスケジュール帳など文字に起こしたすべての情報
	③ 口頭報告を受けた市長が、教育委員会及び△△小学校に指示した内容を証明するメモ、ノートなど文字に起こしたすべての情報
2	○○年○○月○○日以降、△△小学校及び教育委員会が行った、加害児童をはじめ当時△△小学校□年生に在籍していた児童とその保護者らへの聞き取り・面談等、また架電による問合せ・報告・連絡等について、その日時、場所、△△小学校の発言等の内容等がわかる記録、メモなどすべての情報
3	○○年○○月○○日以降、加害児童保護者が△△小学校に架電あるいは小学校を訪れて教職員に相談あるいは申し入れた日時、その内容及び△△小学校教職員の発言、返答等の内容がわかる記録、メモなどすべての情報
4	○○年○○月○○日の■■（教育委員会生徒指導課）及びその指導者との面談の前後で行われた打ち合せ、話合い等で教育委員会、■■、△△小学校の関係者の発言等の内容がわかる記録、メモなどすべての情報、また、教育委員会から提案された本件児童の保護者と加害児童保護者との面談が、後日その約束が反故にされた経緯及びその理由を証明する教育委員会及び△△小学校の記録、メモなどすべての情報
	○○年○○月○○日の△△小中学校における本件児童への聞き取り調査、同月○○日の本件児童と加害児童との面談、同月○○日の△△小学校と本件児童の保護者の面談及びその前後の話合い等に関する下記の情報
5	① ＊＊校長、＊＊教頭、＊＊教務主任、＊＊教諭の発言及び提案等の内容がわかる、△△小学校全教職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたものすべての情報
	② ＊＊校長、＊＊教頭、＊＊教務主任、＊＊教諭が加害児童とその保護者に対して行った発言、報告、指示及び提案等を含むすべての内容がわかる、△△小学校全教職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたすべての情報
	③ ＊＊校長がそれぞれの面談内容の報告を受けて、△△小学校教職員に対して行った発言、報告、指示及び提案等を含むすべての内容がわかる、△△小学校全教職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたすべての情報
6	○○年○○月○○日の△△小学校と本件児童の保護者の面談から同年○○月○○日に＊＊校長が教育委員会に「いじめの事実は確認できなかった」と報告するまでの間の下記の情報
	① ＊＊校長、＊＊教頭、＊＊教務主任、＊＊教諭の発言、指示及び提案等の内容がわかる、△△小学校全教職員の記録、メモ、ノートなど文字に起こしたすべての情報

		* * 校長, * * 教頭, * * 教務主任, * * 教諭が加害児童とその保護者に対して行った発言, 報告, 指示及び提案等を含むすべての内容がわかる, △△小学校全教職員の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
	③	○○月○○日に * * 教頭が「いじめの事実は確認できなかった」と * * 主事に架電報告するに至った経緯及びその理由を証明する△△小学校全教職員の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
	④	○○月○○日に * * 教頭が * * 主事に架電報告した際の * * 教頭及び * * 主事の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
7		○○年○○月○○日に実施されたアンケート調査の後に△△小学校が行った, 当時□年生児童の保護者への聞き取り調査に関する下記の情報
	①	聞き取り調査の実施に至る経緯について, △△小学校及び教育委員会の全ての関係者の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
	②	聞き取り調査を行った保護者と行わなかった保護者, 聞き取りを行った日時と場所, 聞き取りを行った者の氏名とその発言, 聞き取り内容等がわかる記録, メモ, ノートなどすべての情報
	③	聞き取り調査後に, △△小学校及び教育委員会で話し合われた内容, * * 校長, * * 教頭, * * 教務主任及び * * 教諭の発言内容がわかる, △△小学校及び教育委員会の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
	④	教育委員会及び△△小学校が, 本件児童の保護者に聞き取り調査に関する報告を行わなかった経緯及びその理由等を証明する, △△小学校及び教育委員会の記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報
8		○○年○○月○○日及び同月○○日に加害児童保護者に「教育委員会としてこれ以上調べる必要がないと考えており, いじめの重大事態の報告を * * さん側に行う。」と報告した後, 本件児童の保護者への報告もないままに年度を超えて○○月○○日の * * 議員の同席する面談に至った経緯及びその理由を証明する, 教育委員会, △△小学校等の関係者全員の発言内容等がわかる記録, メモ, ノートなど文字に起こしたすべての情報

別表2 特定した公文書

請求内容	特定した公文書	答申における表記
2, 3, 5①②, 6①②③	□年□組 * * の件 まとめ	本件公文書1
2	面談記録(○○年○○月○○日)	本件公文書2
	面談記録(○○年○○月○○日)	本件公文書3
	面談記録(○○年○○月○○日)	本件公文書4
2, 5②	面談記録(○○年○○月○○日)	本件公文書5
	面談記録(○○年○○月○○日)	本件公文書6
2	【○○○○ 聞き取り内容】	本件公文書7
	【○○○○ 聞き取り内容】	本件公文書8

	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書9
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書10
5①	【〇〇〇〇 **記録】**への聞き取り	本件公文書11
5①②	【〇〇〇〇 3人の話し合い内容】	本件公文書12
5①, 6①	【〇〇〇〇 話し合い】	本件公文書13
8	【〇〇〇〇 面談日程調整】	本件公文書14
	【〇〇〇〇 日程調整回答】	本件公文書15
	【〇〇〇〇 面談日程通知】	本件公文書16

別表3 本件各処分の内容

(1) 個人情報開示決定処分

請求人	対象公文書	答申における表記	
法定代理人父	【〇〇〇〇 **記録】**への聞き取り	本件公文書11	本件処分1
父	【〇〇〇〇 話し合い】	本件公文書13	本件処分2
	【〇〇〇〇 面談日程調整】	本件公文書14	
	【〇〇〇〇 日程調整回答】	本件公文書15	
	【〇〇〇〇 面談日程通知】	本件公文書16	
母	【〇〇〇〇 **記録】**への聞き取り	本件公文書11	本件処分3
	【〇〇〇〇 話し合い】	本件公文書13	

(2) 個人情報一部開示決定処分

請求人	対象公文書	答申における表記	
法定代理人父	□年□組 **の件 まとめ	本件公文書1	本件処分4
	面談記録 (〇〇年〇〇月〇〇日)	本件公文書2	
	面談記録 (〇〇年〇〇月〇〇日)	本件公文書3	
	面談記録 (〇〇年〇〇月〇〇日)	本件公文書4	
	面談記録 (〇〇年〇〇月〇〇日)	本件公文書5	
	面談記録 (〇〇年〇〇月〇〇日)	本件公文書6	
	【〇〇〇〇 聞き取り内容】	本件公文書7	
	【〇〇〇〇 聞き取り内容】	本件公文書8	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書9	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書10	
	【〇〇〇〇 3人の話し合い内容】	本件公文書12	
	【〇〇〇〇 話し合い】	本件公文書13	
	【〇〇〇〇 面談日程調整】	本件公文書14	
	【〇〇〇〇 日程調整回答】	本件公文書15	
	【〇〇〇〇 面談日程通知】	本件公文書16	

父	□年□組 **の件まとめ	本件公文書 1	本件処分 5
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 2	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 4	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 5	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 6	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書 9	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書 10	
母	□年□組 **の件まとめ	本件公文書 1	本件処分 6
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 2	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 4	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 5	
	面談記録（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件公文書 6	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書 9	
	【〇〇〇〇 アンケート報告】	本件公文書 10	
	【〇〇〇〇 3人の話し合い内容】	本件公文書 12	
	【〇〇〇〇 日程調整回答】	本件公文書 15	
	【〇〇〇〇 面談日程通知】	本件公文書 16	

**【個人情報の一部の開示をしない理由】**

開示請求者以外の個人の発言内容等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。（条例第16条第2号に該当）

**(3) 不存在による非開示決定処分**

請求人	請求内容	答申における表記
法定代理人父	1①②③, 4, 5③, 6④, 7①②③④	本件処分 7
父		本件処分 8
母		本件処分 9

**【開示請求に係る個人情報を保有していない理由】**

請求内容 1①②③, 4, 5③及び6④については、請求に係る公文書を作成していないため。

請求内容 7①②③④については、請求にある聞き取り調査は実施しておらず、開示請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

(参考)

諮問個第278号～286号共通

1 審議の経過

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 令和3年 1月13日  | 諮問                        |
| 2月12日       | 諮問庁からの弁明書の提出              |
| 3月18日       | 審査請求人からの反論書の提出            |
| 令和3年 10月26日 | 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第6回会議） |
| 12月 2日      | 審査請求人の口頭意見陳述（令和3年度第7回会議）  |
| 令和4年 1月27日  | 審議（令和3年度第8回会議）            |

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）